

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和6年6月14日から同年10月15日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和6年6月14日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アクロスプラザ山口
所在地 山口市維新公園五丁目2番12号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場出入口の数	3箇所	4箇所

4 届出年月日

令和6年6月3日

5 変更年月日

令和6年6月4日